

篠田山霊苑 合同墓所

のご案内



松阪市

～合同墓所とは～

近年では少子高齢化の影響や、親と同居しない核家族化の影響で、先祖代々の墓を維持していくことに不安をいだく方が増加しています。また、様々な宗教・価値観から多様な形態の埋葬が行われるようになりました。

松阪市では様々な理由からお墓の建立や維持管理、継承が難しい方のため、篠田山霊苑の一角に『合同墓』を設置できる区画として『合同墓所』を整備しました。

～合同墓とは～

約2,000体の焼骨を埋蔵(納骨)できる合同の墓であり、地下に埋蔵できる空間を作り、地上にモニュメントと献花台を設置しています。

松阪市が管理しますので、埋蔵(納骨)後は維持管理は不要です。市の施設になりますので、宗教的な供養行為は行いませんが、お墓でお困りの方への一つの選択肢になるように『合同墓』を設置しました。

重要事項です！

・骨壺等から焼骨のみを骨袋に入れていただき、合同墓に埋蔵させていただきますが、施設の性質上、一度埋蔵すると二度と取り出すことができません。

ご利用に際しては、ご親族の方とよく相談をしたうえで
お申し込みをしてください。

使用できる方

- ・ 本市に住所を有する者で、現に有する焼骨を埋蔵しようとするもの
- ・ 死亡時において本市に住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとするもの
- ・ 本市内の納骨堂に収蔵されている焼骨、若しくは本市内の墳墓に埋蔵されている焼骨を改葬しようとする者

申込みに必要なもの

- ・ 合同墓埋蔵許可申請書
※申請をする際に、窓口で記入していただきます。
- ・ 火葬許可証又は火葬済証明
(改葬の場合は、改葬許可書)
※埋蔵予定者1体につき、1枚が必要です。

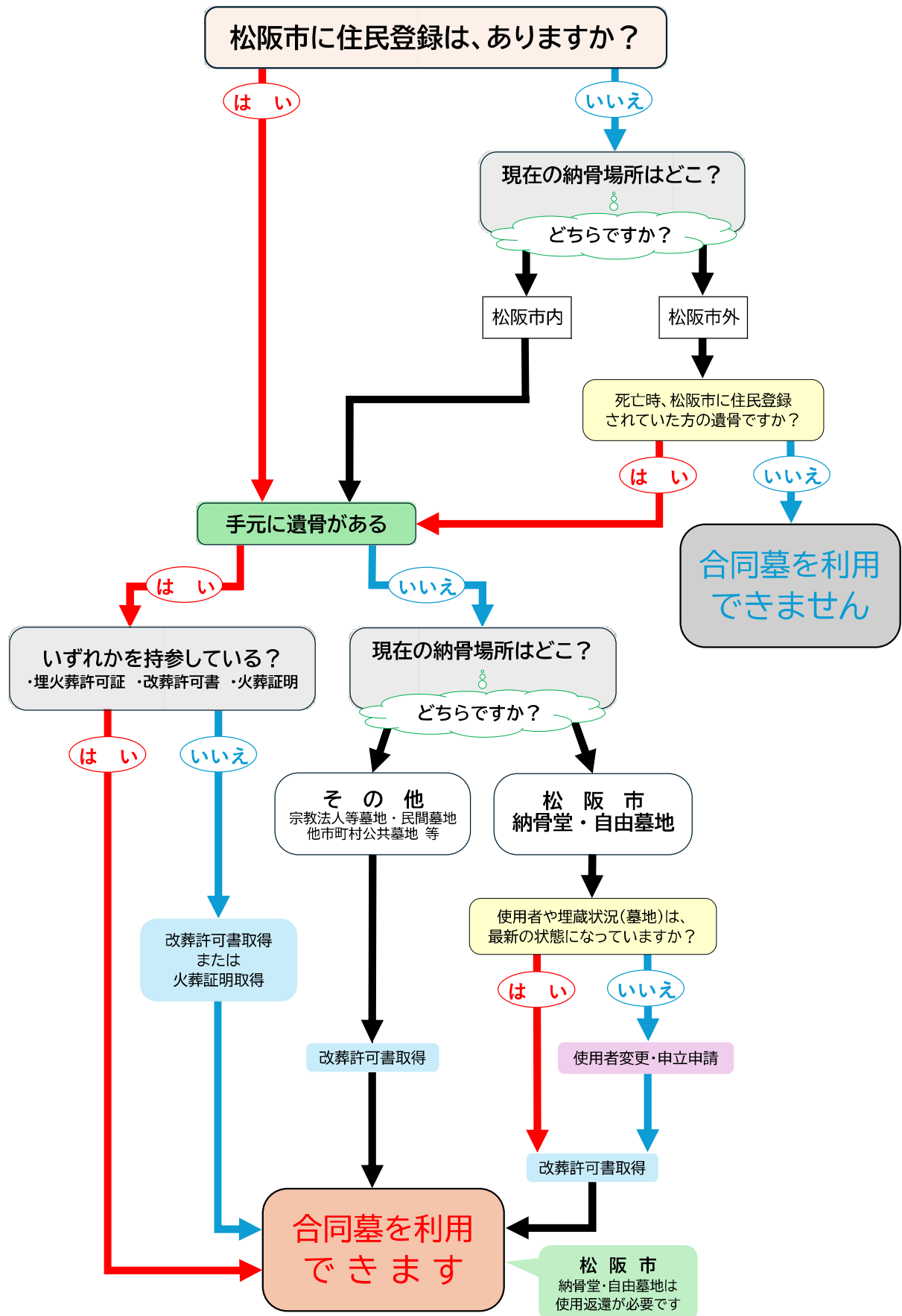
埋 蔵 料

区分	合同墓埋蔵料
1柱につき	35,000円
松阪市納骨堂から改葬する場合、1柱につき (令和7年4月1日以前に使用開始した焼骨に限る)	17,500円

※ 1柱とは、骨袋1つ分を指します。複数人分の焼骨を1つの骨袋にまとめた場合も1柱とします。

※ 既納の埋蔵料は還付しません。但し、埋蔵許可から埋蔵までの期間中に合同墓への埋蔵を取りやめた場合は、全額又は半額を還付することができます。

Q. 合同墓を利用申請される方は、



申込から埋蔵までの流れ

申請

・篠田山霊苑・斎場管理事務所の窓口で、合同墓埋蔵許可申請書と火葬許可証(改葬許可書)を提出します。

※本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示をお願いします。



埋蔵料納付

・合同墓埋蔵許可申請書は複写式で、2枚目が合同墓埋蔵許可証(埋蔵料請求書兼領収書)になっています。

・申請と同時に合同墓埋蔵料を窓口で納付します。



焼骨を骨袋へ入れる

・合同墓埋蔵料を納付したら、指定の骨袋が渡されます。その骨袋に埋蔵する焼骨を入れます。

※骨袋には焼骨以外の副葬品は入れることができません。



焼骨の提出

・篠田山霊苑・斎場管理事務所の窓口で、合同墓埋蔵許可証を提示し、焼骨を入れた骨袋を提出する。



埋蔵 (納骨)

・合同墓への埋蔵(納骨)は職員が翌月末に行います。

・1ヵ月の埋蔵(納骨)猶予期間を設けるため、猶予期間を過ぎた焼骨を順次埋蔵(納骨)します。

注意事項

- ・合同墓に埋蔵された焼骨は、取り出すことが出来ません。
必ず親族間でよく相談してから、お申し込みください。
- ・生前の予約申し込みはできません。
- ・墓誌(石板)を設置していないため、名前を刻むことはできません。
- ・松阪市では、宗教的な儀式や供養は行いません。
申込者の方が読経などの宗教的儀式を行う場合は、周囲にご配慮のうえ行ってください。
- ・骨袋には焼骨以外の副葬品は入れることができません。
- ・いつでもお参りは可能ですが、供物や献花は、必ずお持ち帰りください。

案内図



問い合わせ先

松阪市環境生活部 環境課 篠田山霊苑・斎場管理事務所(墓苑係)

〒515-0044 三重県松阪市久保町1912番地3

☎0598-29-1317